

証券コード 8473
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長 北 尾 吉 孝

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月25日（木曜日）当社営業時間の終了時（午後5時45分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

47頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 本館1階 「平安の間」
（末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項 報告事項

1. 第17期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役17名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知等の発送を行わず、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<http://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>)

経営近況報告会開催のご案内

当日は本定時株主総会終了後、同会場にて、経営近況報告会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

当会は本定時株主総会とは別に、当企業グループの事業活動内容のご紹介や、今後の展望についてのご説明をさせていただくものです。また、株主の皆様からの疑問点やご質問にもお答えしたいと存じます。

ご多忙の折、貴重なお時間をいただき恐縮ではございますが、この機会を通じまして当企業グループへのご理解を深めていただくための一助となれどと存じますので、ぜひとも本定時株主総会に引き続き、ご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

I. 当企業グループの現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費の低迷が見られましたが、日銀による追加金融緩和や外国為替市場における円安基調の持続等による企業業績の回復や雇用環境の改善に伴い、緩やかな回復基調が続きました。

投資・証券関連事業に大きな影響を与える国内外の株式市場について、国内においては、消費増税による国内景気の回復鈍化が懸念されたことなどが影響し、当初は軟調に推移しました。しかしながら、平成26年10月に日銀による追加金融緩和が発表されたことや、国内企業の業績が堅調に推移したことなどから、日経平均株価は平成27年3月末に19,206円と、平成26年3月末に比べ29.5%上昇して取引を終えました。また国内における株式の新規上場社数（TOKYO PRO Market上場社数を除く。）は前年度を33社上回る86社と好調に推移しました。一方海外においても、米国の金融政策正常化に向けた動きによる影響のほか、ヨーロッパや一部新興国経済の先行き等について不確実性がみられるものの、主要各国の株式市況は堅調に推移し、株式の新規上場社数も大幅に増加しました。

また、インターネット金融サービス事業を取り巻く事業環境については、生活防衛のため、金融取引において少しでも有利な条件を求める消費者が増える傾向にあり、インターネット金融サービスを活用するメリットに対する認知も拡大し、対面での金融取引からの移行も進んでまいりました。同事業での競争の激化は予想されるものの、今後も引き続き成長が見込まれる市場と認識しております。

当企業グループは、証券・銀行・保険を中心に金融商品や関連するサービスの提供等を行う「金融サービス事業」、国内外のIT、バイオ、環境、エネルギー及び金融関連のベンチャー企業などへの投資等を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品及び健康食品、化粧品等の開発・販売を行う「バイオ関連事業」を中心に事業展開を行っております。お客様のために、投資家の皆様のために、より革新的なサービス、ビジネスの創出につとめ、顧客価値、株主価値、人材価値の総和たる企業価値の極大化を追求してまいります。

当連結会計年度の経営成績については、営業収益が245,045百万円（前年度比5.3%増加）、営業利益は68,209百万円（同61.5%増加）、税引前利益は63,067百万円（同62.1%増加）、親会社の所有者に帰属する当期利益は45,721百万円（同113.3%増加）となりました。

各事業セグメントの概況

(単位:百万円)

	金融サービス事業	アセットマネジメント事業	バイオ関連事業	計	その他	消えた全	去は社	連結
営業収益	162,645	65,843	2,182	230,670	15,710	(1,335)		245,045
税引前利益(損失)	67,309	8,132	(7,310)	68,131	2,779	(7,843)		63,067

① 金融サービス事業

株式会社ＳＢＩ証券、ＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社、ＳＢＩＦＸトレード株式会社、ＳＢＩマネープラザ株式会社、ＳＢＩジャパンネクスト証券株式会社、住信ＳＢＩネット銀行株式会社（※）、ＳＢＩ損害保険株式会社及びモーニングスター株式会社を中心に、証券関連事業、銀行業、保険事業を中核とした多種多様な金融関連事業及び金融商品等の情報提供に関する事業を行っております。

当連結会計年度における営業収益は、162,645百万円（前年度比10.0%増加）、税引前利益は67,309百万円（同80.5%増加）となりました。

（※）持分法適用会社であります。

② アセットマネジメント事業

当社、ＳＢＩインベストメント株式会社及びＳＢＩキャピタル株式会社を中心とした、国内外のＩＴ、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業等への投資に関する事業や、現地有力パートナーとの提携等による海外金融サービス事業を行っております。

当連結会計年度における営業収益は、65,843百万円（同9.5%減少）、税引前利益は8,132百万円（同9.5%減少）となりました。当事業の営業収益は、主に海外金融サービス事業及び営業投資有価証券から生ずる収益であり、公正価値の変動額も含まれております。なお、当事業の業績には、投資育成等のために取得した企業等のうち支配していると認められる企業を連結しているため、同企業の業績が含まれております。

③ バイオ関連事業

ＳＢＩファーマ株式会社、ＳＢＩアラプロモ株式会社及びＳＢＩバイオテック株式会社を中心に、生体内に存在するアミノ酸の一種である５－アミノレブリン酸（ＡＬＡ）（※）を活用した医薬品・健康食品・化粧品の開発・販売や、がん及び免疫分野等における抗体医薬・核酸医薬の研究開発に関する事業を行っております。

当連結会計年度における営業収益は、2,182百万円（同0.6%減少）、税引前利益は7,310百万円の損失（前年度は2,432百万円の損失）となりました。

(※) 5-アミノレブリン酸（ALA）とは、体内のミトコンドリアで作られるアミノ酸で、ヘムやシトクロムと呼ばれるエネルギー生産に関与するたんぱく質の原料となる重要な物質ですが、加齢に伴い生産性が低下することが知られています。ALAは、焼酎粕や赤ワイン、かいわれ大根等の食品にも含まれるほか、植物の葉緑体原料としても知られています。

消去または全社には、特定の事業セグメントに配賦されない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。なお、セグメント間の内部取引価格は市場実勢価格に基づいております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は7,938百万円となりました。

これは主に、金融サービス事業において、顧客数増加による注文件数の増加に円滑に対応すると共に、より幅広いサービスを顧客に提供するため、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心に、5,934百万円の設備投資を実施したことによるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、当社は平成26年12月に無担保社債の発行により30,000百万円を調達したほか、平成27年2月にMTNプログラムに基づく無担保短期社債を新たに20,000百万円発行いたしました。なお、無担保社債については当連結会計年度内に30,000百万円償還し、当連結会計年度末時点での発行残高は60,000百万円、MTNプログラムに基づく無担保短期社債については、当連結会計年度内に40,000百万円を償還し、当連結会計年度末時点での発行残高は20,000百万円となっております。また、当社の子会社である株式会社SBI証券は、平成26年12月に株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより総額20,000百万円の借入を行っております。

2. 当企業グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 14 期 (参考数値)	第 15 期	第 16 期	第 17 期 (当連結会計年度)
	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日
営 業 収 益 (百万円)	174,879	154,285	232,822	245,045
営 業 利 益 (百万円)	14,990	17,386	42,224	68,209
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	△312	3,817	21,439	45,721
基本的 1 株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	△1.42	17.58	99.04	211.18
資 産 合 計 (百万円)	1,654,759	2,494,387	2,875,304	3,400,763
資 本 合 計 (百万円)	351,290	360,535	388,463	430,615
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,344.47	1,401.39	1,504.19	1,771.19

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第15期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。なお、第14期については、第15期の比較情報としてIFRSに準拠した諸数値を記載しております。

3. 第14期及び第15期の「基本的 1 株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）」及び「1 株当たり親会社所有者帰属持分」については、平成24年10月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、当該株式分割後の株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき算定しております。

4. 第14期及び第15期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

セグメント区分	名 称	議決権の所有割合または出資比率(%) (注) 1
金融サービス事業	S B I ファイナンシャルサービシーズ(株)	100.0
	(株) S B I 証券	100.0 (100.0)
	S B I リクイディティ・マーケット(株)	100.0 (100.0)
	S B I F X トレード(株)	100.0 (100.0)
	S B I マネープラザ(株)	100.0 (100.0)
	S B I ジャパンネクスト証券(株)	52.8 (9.9)
	S B I 損害保険(株)	87.3
	モーニングスター(株)	49.7
	S B I カード(株)	100.0
	(株) セムコーポレーション	79.7 (57.1)
	ピーシーエー生命保険(株)(注) 2	100.0 (5.0)
アセツト マネジメント事業	S B I キャピタルマネジメント(株)	100.0
	S B I インベストメント(株)	100.0 (100.0)
	S B I キャピタル(株)	100.0 (100.0)
	SBI Value Up Fund 1 号投資事業有限責任組合	49.8 (6.5)
	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	100.0
	SBI KOREA HOLDINGS CO., LTD.	100.0 (100.0)

セグメント区分	名 称	議決権の所有割合または出資比率(%) (注) 1
ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 事 業	(株)ＳＢＩ貯蓄銀行	98.1 (98.1)
	ＳＢＩアセットマネジメント(株)	100.0 (100.0)
バ イ オ 関 連 事 業	ＳＢＩファーマ(株)	76.4 (76.4)
	ＳＢＩアラプロモ(株)	100.0 (100.0)
	ＳＢＩバイオテック(株)	78.2 (71.4)

- (注) 1. 議決権の所有割合または出資比率欄には、投資事業組合等については出資比率を記載しており、その他の子会社については議決権の所有割合を記載しております。なお、同欄の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当企業グループは、平成27年2月にピーシーエー生命保険(株)の全株式を取得し、同社を当社の子会社といたしました。なお、同社は平成27年5月にＳＢＩ生命保険(株)へ商号変更しております。
 3. ＳＢＩモーゲージ(株)については、平成26年8月に当社が保有する全株式を譲渡したため、同社は当社の子会社ではなくなりました。これに伴い、同社の完全子会社であるＳＢＩリース(株)についても当社の子会社ではなくなりました。
 4. ＳＢＩライフリビング(株)については、平成27年2月に当社が保有する全株式を譲渡したため、同社は当社の子会社ではなくなりました。
 5. ＳＢＩネットシステムズ(株)については、平成26年9月に清算が終了したため、重要な子会社から除外いたしました。

4. 対処すべき課題

当企業グループは、インターネットを通じた金融サービスを中核に据えた総合金融グループとしての事業構築を、日本国内において既にほぼ完成させ、アジア地域を中心とした成長著しい国々においては、投資事業の運用体制構築が概ね完了いたしました。

今後は、海外における投資事業を一層強固なものへと発展させていくと共に、出資先の海外金融機関に対して、日本国内で培ったインターネット金融サービスの先進的ノウハウを提供することで、アジア地域を中心にグローバルに貢献できる総合金融グループを目指してまいります。

また、国内においても、生活者の節約志向の強まりや各種金融取引のインターネット取引への移行をうまく捉え、概ね構築の完了した事業相互のシナジーを一層高めつつ、低コストで質の高い様々な金融商品・サービスを提供することで、成長を加速してまいります。

金融サービス事業に関しましては、株式会社ＳＢＩ証券において、引き続き投資信託や海外関連商品の拡充、ＦＸ取引の強化など収益源の多様化を進めると共に、新規公開（ＩＰＯ）引受や公募・売出（ＰＯ）引受業務などのホールセールビジネスの強化を進めてまいります。

また、平成20年11月に開業しF X取引における流動性だけでなく利便性や競争力の高いマーケットインフラを株式会社S B I証券や住信S B Iネット銀行株式会社のほか平成24年5月に開業したS B I F Xトレード株式会社に提供しているS B Iリクイディティ・マーケット株式会社は、取引環境の整備・流動性の向上に引き続き取り組むと共に、今後は海外の個人投資家へのサービス提供も視野に入れ、より低コストでかつ安心安全なF X取引環境の構築に注力してまいります。さらに、平成19年から平成20年にかけて開業し成長を続ける住信S B Iネット銀行株式会社、S B I損害保険株式会社に加え、平成27年2月にはS B I生命保険株式会社（旧ピーシーエー生命保険株式会社）の株式を取得し子会社化いたしました。今後もグループ内企業とのシナジー効果を徹底的に追求し、より一層の成長を実現させることで株式市況のみに立脚しない収益構造への転換を図ることが重要な課題と考えております。

また、個人向けの金融商品の中には、インターネットのみでは取り扱いが難しいものや対面で専門家による説明ニーズの高いものも存在いたします。そのため、「資産運用」「保険」「住宅ローン」分野を中心に顧客のあらゆるニーズにワンストップで対応する対面販売事業を運営するS B Iマネープラザ株式会社が主体となって、当企業グループにおける対面型チャネルの拡大にも注力し、より一層グループ内企業とのシナジーの構築を推進してまいります。

アセットマネジメント事業においては、アジア地域を中心とした潜在成長力の高い新興諸国での投資拡大及び運用体制の整備を重要課題と認識しており、各国の経済状況を鑑みながら現地有力パートナーとの共同運営ファンド設立を推進すると共に、海外拠点網の拡大と整備を引き続き推進してまいります。プライベート・エクイティ投資においては、I T、バイオ、環境・エネルギー、金融の四分野を主たる投資先と位置付けて、成長分野へと集中投資することにより、引き続き産業育成への貢献と高い運用成績の享受を目指してまいります。また、金融分野においては、当企業グループのノウハウを提供することで企業価値向上の見込まれる海外金融機関への直接投資も推進してまいります。このような事業展開において、当企業グループは今後もグループ内外のリソースを積極的に活用し、早期に投資先の企業価値等を高めることでファンドのパフォーマンスを向上させ、当事業の一層の拡大を図ってまいります。

平成25年3月期より新たに主力事業分野に加えたバイオ関連事業においては、S B Iファーマ株式会社が5-アミノレブリン酸（A L A）を用いた健康食品や化粧品を商品化し、国内ではS B Iアラプロモ株式会社を通じて販売しております。また、A L Aについては国内外の大学や研究機関等において様々な研究が進んでおり、S B Iファーマ株式会社も医薬品としての研究開発を積極的に進めております。平成25年9月には国内において悪性神経腫瘍の術中診断薬の販売を開始しており、今後も幅広い分野での利用が予想されるA L Aを通じて、消費者にとってより健康で豊かな生活に貢献できるよう研究開発を進めてまいります。

また、SBIバイオテック株式会社は、各国の有力研究機関と連携し最先端のバイオテクノロジーを駆使して新たな医療・医薬品の創造に尽力してまいります。

当企業グループは平成24年4月に、金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業を主要3事業とするグループ組織体制に移行し、その他の分野は黒字・赤字に係なく原則として売却、株式公開、グループ内併合などを進める組織再編を加速化しております。特に金融サービス事業においては、証券、銀行、保険の3事業をコア事業と定め、これらの事業とのシナジーの有無やその強弱を重要な判断材料として、今後も事業の選択と集中を一層推進してまいります。

当企業グループを通じた課題として、急速に拡大した事業を支える優秀な人材の確保と社員の能力開発を通じて人的リソースの継続的な向上を図ることがますます重要となっております。そのため、当企業グループの経営理念に共感する優秀な人材の採用活動のさらなる強化と共に、独自の企業文化を育み継承する人的資源の確保として新卒採用を継続して実施しております。平成18年4月からの取り組みの結果、新卒採用者は急速に拡大する当企業グループの未来を担う幹部候補生として、既に各々重要なポジションで活躍しております。今後より優秀かつグローバルな人材の確保と、社員のキャリア開発を促進し、当企業グループの永続的成長と発展を図ってまいります。

5. 当企業グループの主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当企業グループは、インターネットを通じた金融に関する事業や国内外への投資に関する事業を中核に据えた総合金融グループとして事業を展開しており、これらにバイオ関連事業を加えた3事業を主要な事業内容としております。

6. 当企業グループの主要な拠点等（平成27年3月31日現在）

東京都	：当社及び国内の重要な子会社の本店
香港	：SBI Hong Kong Holdings Co., Limited
シンガポール	：SBI VEN CAPITAL PTE. LTD.
中国	：思佰益(中国)投資有限公司

7. 当企業グループの使用人の状況（平成27年3月31日現在）

セグメント区分	使用人数
金融サービス事業	2,895名
アセットマネジメント事業	2,883
バイオ関連事業	168
その他	29
全社（共通）	119
合 計	6,094

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、事業セグメントに関連付けて記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人は、当社の管理部門等に所属しているものです。
3. 使用人数が、前期末に比べ742人増加しておりますが、主原因はアセットマネジメント事業において投資育成等のために取得した企業のうち支配していると認められる企業を連結しており同企業の従業員数を含めたことによります。

8. 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入残高
(株)みずほ銀行	50,524百万円
(株)みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン	45,000

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループ企業を含めた連結業績等を総合的に勘案したうえで株主への利益還元等を決定することとしております。

剰余金の配当につきましては、当社は、配当政策の基本方針として、年間配当金については最低配当金額として1株当たり10円の配当を実施することとし、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し、さらなる利益還元が可能と判断した場合には、その都度引き上げることを目指します。また、原則として期中の配当は行わず、期末配当に一本化しております。

上記の基本方針と当連結会計年度の連結業績を鑑み、当連結会計年度の1株当たり普通配当は30円といたしました。また当社は、平成26年7月8日に創業15周年を迎えたことから、株主の皆様の日頃のご支援に対し感謝の意を表するため、1株当たり5円の記念配当を実施させていただくことにいたしました。この結果、当連結会計年度の期末配当金合計は、1株当たり35円となります。

Ⅱ. 当社の現況

1. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 341,690,000株
 (2) 発行済株式の総数 224,561,761株(うち自己株式7,591,070株を含む)
 (3) 株主数 156,324名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,157,330	4.2
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED RE 15 PCT TREATY ACCOUNT (NON LENDING)	8,883,740	4.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,791,800	3.1
サ ジ ヤ ツ プ	5,476,640	2.5
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 1 6 4	4,470,400	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,082,800	1.8
北 尾 吉 孝	3,807,960	1.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT	3,194,771	1.4
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 5 0 5 2 3 4	2,923,192	1.3
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,878,200	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 上記大株主以外に当社が7,591,070株を自己株式として保有しております。なお、「株式
 給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会
 社（信託E口）が所有する当社株式455,540株は、自己株式には含めておりません。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況(平成27年3月31日現在)
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

平成26年10月30日及び平成26年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行したSBIホールディングス株式会社2014年新株予約権の概要

割当日	平成26年11月21日
新株予約権の数	74,357個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式 7,435,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,518円
新株予約権の払込期日	平成26年11月21日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,247円
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成30年6月30日(ただし、平成30年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	[1]本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 [2]本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記[1]記載の資本金等増加限度額から、上記[1]に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社及び当社子会社の取締役及び従業員

- (注) 1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成27年3月期に係る有価証券報告書に記載される当社連結財務諸表注記における金融サービス事業のセグメント損益(税引前利益)が500億円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

2. ①新株予約権者は、上記1. の行使の条件を満たした場合において、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（定めにより調整された場合には調整後の行使価額とする。以下、本2. において同じ。）に200%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を上回ったときには、普通取引終値が当該価格を最初に上回った日から1年間を経過した日以降、本新株予約権を行使することができないものとする。
②割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記1. の条件を満たしている場合及び上記①の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が、当社又は子会社の取締役若しくは監査役を解任された場合又は当社又は子会社から懲戒解雇された場合、当該解任又は解雇の日以降、本新株予約権を行使できないものとする。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は、当該新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日（上記2. の規定により権利行使ができなくなる場合、最終の権利行使可能日）のいずれか早い方の日まで、本新株予約権を行使することができる。
7. 上記6. の規定に関わらず、新株予約権者が死亡した場合において、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承諾したときは、当該相続人は、行使期間満了日（上記2. の規定により権利行使ができなくなる場合、最終の権利行使可能日）まで本新株予約権を行使することができる。
8. 当初本新株予約権の割当てを受けた者から本新株予約権の相続を受けた者につき相続が開始した場合、当該相続の開始日以降、本新株予約権は行使できない。
9. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	北 尾 吉 孝	SBIインベストメント(株)代表取締役執行役員会長 (株)SBI証券代表取締役会長 SBIファーマ(株)代表取締役執行役員CEO モーニングスター(株)取締役 SBIジャパンネクスト証券(株)取締役 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)取締役会長 SBIキャピタルマネジメント(株)取締役会長 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited代表取締役 SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.取締役
代表取締役執行役員副社長	川 島 克 哉	SBIマネープラザ(株)代表取締役社長 (株)SBI証券取締役 住信SBIネット銀行(株)取締役 SBIインベストメント(株)取締役 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)代表取締役社長 SBIキャピタルマネジメント(株)取締役
代表取締役執行役員副社長	中 川 隆	SBIインベストメント(株)代表取締役執行役員社長 SBIマネープラザ(株)取締役 SBIキャピタルマネジメント(株)代表取締役社長 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)取締役 SBI AXES(株)取締役会長
取締役執行役員専務	朝 倉 智 也	モーニングスター(株)代表取締役執行役員社長 SBI損害保険(株)取締役 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)取締役 ピーシーエー生命保険(株)取締役
取締役執行役員常務	森 田 俊 平	SBIビジネス・ソリューションズ(株)代表取締役社長 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)取締役 SBIキャピタルマネジメント(株)取締役
取締役執行役員	李 沛 倫	当社上海駐在員事務所首席代表 思佰益（中国）投資有限公司代表取締役 上海思佰益儀電股權投資管理有限公司代表取締役 上海新証財經信息諮詢有限公司董事兼總經理 天安財産保険股份有限公司董事
取 締 役	高 村 正 人	(株)SBI証券代表取締役社長
取 締 役	吉 田 正 樹	(株)吉田正樹事務所代表取締役 (株)ワタナベエンターテインメント代表取締役会長 KLab(株)社外取締役
取 締 役	永 野 紀 吉	信越化学工業(株)社外監査役 レック(株)社外監査役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	渡 邊 啓 司	(株)朝日工業社社外取締役 (株)青山財産ネットワークス社外取締役
取 締 役	玉 木 昭 宏	(株)サイファ代表取締役 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)社外監査役
取 締 役	丸 物 正 直	公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会副会長 S M B C グリーンサービス(株)顧問
取 締 役	佐 藤 輝 英	BEENOS(株)ファウンダー兼顧問 (株)Open Network Lab取締役
取 締 役	中 塚 一 宏	(株)中塚総合研究所代表取締役
常 勤 監 査 役	藤 井 厚 司	S B I インベストメント(株)監査役 (株)S B I 証券社外監査役 S B I ファイナンシャルサービシーズ(株)監査役 S B I キャピタルマネジメント(株)監査役
監 査 役	多 田 稔	(株)S B I 証券社外常勤監査役 S B I ファイナンシャルサービシーズ(株)監査役 S B I キャピタルマネジメント(株)監査役
監 査 役	関 口 泰 央	(株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役
監 査 役	浅 山 秀 明	S B I リクイディティ・マーケット(株)監査役

- (注) 1. 取締役永野紀吉氏、渡邊啓司氏、玉木昭宏氏、丸物正直氏、佐藤輝英氏及び中塚一宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役関口泰央氏及び浅山秀明氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役藤井厚司氏は公認会計士、監査役関口泰央氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、また監査役浅山秀明氏は長年の財務・経理及び経営監査業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度において取締役の地位を次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後 の 地 位	変 更 前 の 地 位	変 更 年 月 日
中 川 隆	代表取締役執行役員専務	取 締 役 執 行 役 員 専 務	平成26年6月27日
	代表取締役執行役員副社長	代表取締役執行役員専務	平成27年3月1日

5. 平成26年6月27日開催の第16期定時株主総会で任期満了により退任した取締役は、田坂広志氏であります。また新たに選任され就任した取締役は、川島克哉氏、河田聡史氏及び中塚一宏氏であります。

6. 平成26年6月27日開催の第16期定時株主総会で任期満了により退任した監査役は、島本龍次郎氏及び早川久氏であります。また新たに選任され就任した監査役は、関口泰央氏及び瓜生健太郎氏であります。
7. 平成27年1月29日をもって監査役瓜生健太郎氏が監査役を辞任いたしました。なお瓜生健太郎氏の退任に伴い、補欠監査役浅山秀明氏が同日をもって社外監査役に就任いたしました。
8. 当社は、取締役永野紀吉氏及び丸物正直氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. ピーシーエー生命保険(株)は平成27年5月1日にSBI生命保険(株)に商号変更しております。

(2) 平成26年6月27日開催の第16期定時株主総会の終結の日の翌日以降に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	退 任 日	退 事 任 由
瓜 生 健太郎	当社社外監査役 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 代表弁護士 マネージングパートナー U&Iアドバイザーサービス(株)代表取締役	平成27年1月29日	辞 任
河 田 聡 史	当社取締役 SBIファーマ(株)代表取締役執行役員COO	平成27年2月26日	辞 任

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (6)	457百万円 (101)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	18 (5)
合 計 (うち社外役員)	20 (9)	474 (106)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役1名及び監査役3名(うち社外監査役2名)については無報酬であります。
3. 表中には当事業年度中に退任した役員の報酬等も含まれております。

② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は6百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取 締 役	永 野 紀 吉	信越化学工業(株)社外監査役 レック(株)社外監査役
取 締 役	渡 邊 啓 司	(株)朝日工業社社外取締役 (株)青山財産ネットワークス社外取締役
取 締 役	玉 木 昭 宏	(株)サイファ代表取締役 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)社外監査役
取 締 役	丸 物 正 直	公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会副会長 S M B C グリーンサービス(株)顧問
取 締 役	佐 藤 輝 英	BEENOS(株)ファウンダー兼顧問 (株)Open Network Lab取締役
取 締 役	中 塚 一 宏	(株)中塚総合研究所代表取締役
監 査 役	関 口 泰 央	(株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役
監 査 役	瓜 生 健 太 郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 代表弁護士 マネージングパートナー U&Iアドバイザリーサービス(株)代表取締役
監 査 役	浅 山 秀 明	S B I リクイディティ・マーケット(株)監査役

- (注) 1. S B I リクイディティ・マーケット(株)は当社の子会社であります。
2. その他の兼職先と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はありません。
3. 瓜生健太郎氏は平成27年1月29日をもって社外監査役を辞任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会 (12回 開催)		監 査 役 会 (15回 開催)	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取締役 永 野 紀 吉	10回	83%	—	—
取締役 渡 邊 啓 司	10	83	—	—
取締役 玉 木 昭 宏	10	83	—	—
取締役 丸 物 正 直	12	100	—	—

	取締役会（12回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 佐藤輝英	11回	91%	—	—
取締役 中塚一宏	10	100	—	—
監査役 関口泰央	9	90	12回	100%
監査役 瓜生健太郎	3	37	4	44
監査役 浅山秀明	2	100	3	100

- (注) 1. 取締役中塚一宏氏は、平成26年6月27日に取締役に就任いたしました。
同日以降の当事業年度における取締役会の開催回数は10回であり、出席率は同日以降の開催回数に対する割合を記載しております。
2. 監査役関口泰央氏は、平成26年6月27日に監査役に就任いたしました。
同日以降の当事業年度における取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は12回であり、出席率は同日以降の開催回数に対する割合を記載しております。
3. 監査役瓜生健太郎氏は、平成26年6月27日に監査役に就任、平成27年1月29日に監査役を退任いたしました。
退任までの当事業年度における取締役会の開催回数は8回、監査役会の開催回数は9回であり、出席率は退任までの開催回数に対する割合を記載しております。
4. 監査役浅山秀明氏は、平成27年1月29日に監査役に就任いたしました。
同日以降の当事業年度における取締役会の開催回数は2回、監査役会の開催回数は3回であり、出席率は同日以降の開催回数に対する割合を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役永野紀吉氏、渡邊啓司氏、玉木昭宏氏、丸物正直氏、佐藤輝英氏及び中塚一宏氏は、出席した取締役会においては、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役関口泰央氏、瓜生健太郎氏はそれぞれ公認会計士、弁護士としての経験に基づく専門的見地から、また監査役浅山秀明氏は長年の財務・経理及び経営監査業務の経験を通じて培った知見等を基に、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役永野紀吉氏、渡邊啓司氏、玉木昭宏氏、丸物正直氏、佐藤輝英氏及び中塚一宏氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当社は社外監査役関口泰央氏、瓜生健太郎氏及び浅山秀明氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

297百万円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

560百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

連結財政状態計算書

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
現金及び現金同等物	290,826	社 債 及 び 借 入 金	374,771
営業債権及びその他の債権	342,459	営業債務及びその他の債務	55,005
証 券 業 関 連 資 産		証 券 業 関 連 負 債	
預 託 金	1,250,678	信 用 取 引 負 債	97,757
信 用 取 引 資 産	276,387	有価証券担保借入金	290,480
その他の証券業関連資産	601,695	顧客からの預り金	638,879
証券業関連資産計	2,128,760	受 入 保 証 金	545,116
そ の 他 の 金 融 資 産	31,096	その他の証券業関連負債	388,161
営業投資有価証券	114,946	証券業関連負債計	1,960,393
その他の投資有価証券	193,064	顧 客 預 金	361,102
持分法で会計処理されている投資	45,455	保 険 契 約 負 債	170,042
投 資 不 動 産	18,478	未 払 法 人 所 得 税	13,792
有 形 固 定 資 産	10,590	そ の 他 の 金 融 負 債	13,757
無 形 資 産	199,810	そ の 他 の 負 債	12,034
そ の 他 の 資 産	22,785	繰 延 税 金 負 債	9,252
繰 延 税 金 資 産	2,494	負 債 合 計	2,970,148
		資 本	
		資 本 金	81,681
		資 本 剰 余 金	148,676
		自 己 株 式	△5,137
		その他の資本の構成要素	36,934
		利 益 剰 余 金	121,337
		親会社の所有者に帰属する持分合計	383,491
		非 支 配 持 分	47,124
		資 本 合 計	430,615
資 産 合 計	3,400,763	負 債 ・ 資 本 合 計	3,400,763

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		245,045
営 業 費 用		
営 業 原 価	△64,019	
金 融 費 用	△16,610	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△92,039	
そ の 他 の 費 用	△11,247	△183,915
負 の の れ ん 発 生 益		2,008
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		5,071
営 業 利 益		68,209
そ の 他 の 金 融 収 益 ・ 費 用		
そ の 他 の 金 融 収 益	370	
そ の 他 の 金 融 費 用	△5,512	△5,142
税 引 前 利 益		63,067
法 人 所 得 税 費 用		△23,753
当 期 利 益		39,314
(当 期 利 益 の 帰 属)		
親会社の所有者に帰属する当期利益		45,721
非支配持分に帰属する当期利益		△6,407

連結持分変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素
当 期 首 残 高	81,681	152,725	△5,140	16,225
当 期 利 益	—	—	—	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	20,525
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	—	20,525
募 集 新 株 予 約 権 の 発 行	—	113	—	—
連 結 範 囲 の 変 動	—	419	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△34	—
自 己 株 式 の 処 分	—	1	37	—
支 配 喪 失 を 伴 わ な い 子 会 社 に 対 す る 所 有 者 持 分 の 変 動	—	△4,582	—	—
そ の 他 の 資 本 剰 余 金 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	—	—	—	184
当 期 末 残 高	81,681	148,676	△5,137	36,934

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資 本 合 計
	利 益 剰 余 金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
当 期 首 残 高	80,140	325,631	62,832	388,463
当 期 利 益	45,721	45,721	△6,407	39,314
そ の 他 の 包 括 利 益	—	20,525	958	21,483
当 期 包 括 利 益 合 計	45,721	66,246	△5,449	60,797
募 集 新 株 予 約 権 の 発 行	—	113	—	113
連 結 範 囲 の 変 動	—	419	△7,154	△6,735
剰 余 金 の 配 当	△4,340	△4,340	△5,482	△9,822
自 己 株 式 の 取 得	—	△34	—	△34
自 己 株 式 の 処 分	—	38	—	38
支 配 喪 失 を 伴 わ な い 子 会 社 に 対 す る 所 有 者 持 分 の 変 動	—	△4,582	2,377	△2,205
そ の 他 の 資 本 剰 余 金 へ の 振 替	△184	—	—	—
当 期 末 残 高	121,337	383,491	47,124	430,615

貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	111,602	流 動 負 債	135,263
現金及び預金	36,645	短期借入金	101,280
売掛金	1,043	1年内償還予定の社債	20,000
販売用不動産	1,194	リース債務	1
営業投資有価証券	21,128	未払金	2,119
有価証券	32	未払費用	571
原材料及び貯蔵品	1	未払法人税等	10,820
前払費用	274	前受金	313
営業貸付金	44	預り金	146
短期貸付金	44,777	その他の	13
繰延税金資産	671	固 定 負 債	103,049
繰延税金資産	6,501	社債	90,000
繰延税金資産	△708	長期借入金	224
固 定 資 産	504,717	リース債務	1
有形固定資産	1,941	資産除去債務	124
建物	1,500	長期預り金	12,700
構築物	3	負 債 合 計	238,312
機械及び装置	6	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	11	株 主 資 本	374,982
工具、器具及び備品	139	資本金	81,681
土地	245	資本剰余金	227,976
リース資産	2	資本準備金	126,792
建設仮勘定	35	その他資本剰余金	101,184
無 形 固 定 資 産	1,262	利 益 剰 余 金	70,462
特許権	1,002	その他利益剰余金	70,462
商標権	14	繰越利益剰余金	70,462
ソフトウェア	241	自 己 株 式	△5,137
電話加入権	5	評価・換算差額等	3,258
投資その他の資産	501,514	その他有価証券評価差額金	3,258
関係会社株式	467,960	新 株 予 約 権	113
その他の関係会社有価証券	28,615	純 資 産 合 計	378,353
投資有価証券	2,943	負 債 ・ 純 資 産 合 計	616,665
関係会社出資金	41		
長期前払費用	302		
敷金及び保証金	1,620		
繰延税金資産	23		
繰延税金資産	10		
繰 延 資 産	346		
社債発行費	346		
資 産 合 計	616,665		

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		31,659
売上原価		20,700
売上総利益		10,959
販売費及び一般管理費		6,953
営業利益		4,006
営業外収益		
受取利息	1,389	
受取配当金	8	
為替差益	1,021	
その他の	193	2,611
営業外費用		
支払利息	3,517	
社債発行費	280	
支払手数料	461	
その他の	66	4,324
経常利益		2,293
特別利益		
関係会社株式売却益	28,784	
その他の	918	29,702
特別損失		
減損損失	1,195	
関係会社株式売却損	733	
関係会社株式評価損	3,816	
その他の	782	6,526
税引前当期純利益		25,469
法人税、住民税及び事業税	3,985	
法人税等調整額	△197	3,788
当期純利益		21,681

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	81,681	126,792	101,183	227,975	53,121	53,121	△5,140	357,637
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△4,340	△4,340		△4,340
当 期 純 利 益					21,681	21,681		21,681
自己株式の取得							△34	△34
自己株式の処分			1	1			37	38
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1	1	17,341	17,341	3	17,345
当 期 末 残 高	81,681	126,792	101,184	227,976	70,462	70,462	△5,137	374,982

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	3,235	3,235	－	360,872
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,340
当 期 純 利 益				21,681
自己株式の取得				△34
自己株式の処分				38
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	23	23	113	136
当 期 変 動 額 合 計	23	23	113	17,481
当 期 末 残 高	3,258	3,258	113	378,353

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

S B I ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人		ト ー マ ツ			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	望	月	明	美 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國	本		望 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S B I ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、S B I ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

S B I ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	望	月	明	美	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國	本		望	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S B I ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

S B I ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 厚 司 ㊟

監 査 役 多 田 稔 ㊟

社外監査役 関 口 泰 央 ㊟

社外監査役 浅 山 秀 明 ㊟

(注) 社外監査役浅山秀明氏は、平成27年1月29日社外監査役瓜生健太郎氏の辞任に伴い、補欠監査役より社外監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役17名選任の件

現任取締役14名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、さらなる経営体制の強化を図るため、新任候補者3名を含む取締役17名の選任をお願いするものであります。

1. 任期満了に伴う再任の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	きた お よし たか 北 尾 吉 孝 (昭和26年1月21日生)	昭和49年4月 野村證券(株)入社 平成7年6月 ソフトバンク(株)常務取締役 平成11年3月 ソフトバンク・ファイナンス(株) (現ソフトバンクモバイル(株)) 代表取締役 平成11年7月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役執行役員CEO 平成16年7月 イー・トレード証券(株) (現(株)SBI証券) 取締役会長 平成17年6月 SBIベンチャーズ(株) (現SBIインベストメント(株)) 代表取締役執行役員CEO 平成19年6月 SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.取締役 (現任) 平成20年4月 SBIアラプロモ(株) (現SBIファーマ(株)) 代表取締役執行役員CEO (現任) 平成22年10月 (株)SBI証券代表取締役会長 (現任) 平成23年2月 SBI ジャパンネクスト証券(株)取締役 (現任) 平成24年6月 当社代表取締役執行役員社長 (現任) 平成24年7月 モーニングスター(株)取締役 (現任) 平成24年7月 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited 代表取締役 (現任) 平成25年5月 SBI インベストメント(株)代表取締役執行役員会長 (現任) 平成26年6月 SBI ファイナンシャルサービシーズ(株)取締役会長 (現任) 平成26年6月 SBI キャピタルマネジメント(株)取締役会長 (現任)	3,807,960株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
2	かわ しま かつ や 川 島 克 哉 (昭和38年3月30日生)	昭和60年4月 野村證券(株)入社 平成7年8月 ソフトバンク(株)入社 平成11年7月 当社取締役 平成11年10月 ソフトバンク・フロンティア証券(株) (現 株)S B I 証券) 代表取締役社長 平成12年11月 ソフトバンク・ファイナンス(株) (現ソフ トバンクモバイル(株)) 代表取締役社長 平成13年3月 モーニングスター(株)代表取締役社長 平成17年12月 イー・トレード証券(株) (現株)S B I 証 券) 取締役執行役員副社長 平成18年4月 (株)S B I 住信ネットバンク設立準備 調査会社 (現住信 S B I ネット銀行 株) 代表取締役副社長 平成19年9月 住信 S B I ネット銀行(株)代表取締役 副社長 C O O 平成23年8月 同社代表取締役社長 平成26年4月 同社取締役 (現任) 平成26年4月 S B I マネープラザ(株)代表取締役社長 平成26年6月 (株)S B I 証券取締役 (現任) 平成26年6月 当社代表取締役執行役員副社長 (現任) 平成27年4月 S B I ファイナンシャルサービシーズ (株)取締役 (現任) 平成27年4月 S B I キャピタルマネジメント(株)代表 取締役社長 (現任) 平成27年4月 S B I インベストメント(株)代表取締役 執行役員社長 (現任)	437,870株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	なか がわ たかし 中 川 隆 (昭和38年9月6日生)	昭和62年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成11年4月 ソフトバンク・ファイナンス(株) (現ソフトバンクモバイル(株)) 入社 平成12年6月 当社入社 平成14年12月 当社取締役 平成17年6月 S B I ベンチャーズ(株)(現 S B I インベストメント(株)) 取締役執行役員常務 平成18年7月 ソフトバンク・インベストメント(株) (現 S B I インベストメント(株)) 代表取締役執行役員 C O O 平成19年6月 当社取締役執行役員常務 平成20年6月 当社取締役執行役員専務 平成24年6月 当社取締役執行役員専務海外事業本部ファンド投資統括 平成25年2月 当社取締役執行役員専務 平成26年6月 SBI AXES(株)取締役会長 (現任) 平成26年6月 当社代表取締役執行役員専務 平成27年3月 当社代表取締役執行役員副社長(現任) 平成27年4月 S B I ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長 (現任) 平成27年4月 S B I キャピタルマネジメント(株)取締役 (現任) 平成27年4月 S B I インベストメント(株)取締役 (現任) 平成27年4月 S B I マネープラザ(株)取締役会長 (現任)	42,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	あさ くら とも や 朝 倉 智 也 (昭和41年3月16日生)	平成元年4月 (株)北海道拓殖銀行入行 平成2年1月 メリルリンチ証券会社(現メリルリンチ日本証券(株)) 入社 平成7年6月 ソフトバンク(株)入社 平成10年11月 モーニングスター(株)入社 平成12年3月 同社取締役インターネット事業部長 平成16年7月 同社代表取締役社長 平成17年3月 同社代表取締役執行役員CEO 平成17年12月 同社代表取締役執行役員COO 平成19年6月 当社取締役執行役員 平成21年5月 モーニングスター・アセット・マネジメント(株)代表取締役(現任) 平成24年6月 SBIファイナンシャルサービス(株)取締役(現任) 平成24年6月 SBI損害保険(株)取締役(現任) 平成24年6月 当社取締役執行役員常務 平成24年7月 モーニングスター(株)代表取締役執行役員社長(現任) 平成25年6月 当社取締役執行役員専務(現任) 平成27年2月 SBI少短保険ホールディングス(株)代表取締役社長(現任) 平成27年2月 ピーシーエー生命保険(株)(現SBI生命保険(株)) 取締役(現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
5	もり た しゅん べい 森 田 俊 平 (昭和49年12月31日生)	平成10年 4 月 ソフトバンク(株)入社 平成11年 4 月 ソフトバンク・アカウンティング(株) (現ソフトバンクモバイル(株)) 入社 平成12年 7 月 オフィスワーク(株) (現 S B I ビジネス・ソリューションズ(株)) 代表取締役 社長 平成14年10月 オフィスワーク・システムズ(株) (現 S B I ビジネス・ソリューションズ(株)) 代表取締役社長 平成17年11月 (株)ジェイシーエヌランド(現 S B I ビ ジネス・ソリューションズ(株)) 代表取 締役社長 (現任) 平成21年 6 月 当社取締役執行役員 平成23年 6 月 モーニングスター(株)社外監査役 平成23年10月 当社取締役執行役員 C F O 平成24年 6 月 S B I ファイナンシャルサービシー ズ(株)取締役 (現任) 平成24年 6 月 S B I キャピタルマネジメント(株)取 締役 (現任) 平成24年 6 月 当社取締役執行役員常務 (現任) 平成25年 2 月 S B I ファーマ(株)監査役 (現任)	20,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
6	なか つか かず ひろ 中 塚 一 宏 (昭和40年4月4日生)	平成2年4月 議員秘書 平成8年1月 政党政務スタッフ(新進党、自由党職員) 平成12年6月 衆議院議員初当選(第42回総選挙) 平成14年1月 衆議院財務金融委員会理事 平成15年11月 衆議院議員当選(第43回総選挙) 平成21年7月 衆議院議員当選(第45回総選挙) 平成21年11月 衆議院財務金融委員会理事 平成22年2月 衆議院財務金融委員会筆頭理事 平成22年10月 衆議院決算行政監視委員会理事 平成23年9月 内閣府副大臣(金融、原子力政策、原発問題、行政刷新、男女共同参画、共生社会政策、郵政改革担当)(野田内閣) 平成24年2月 内閣府副大臣(金融、行政刷新、行政改革、社会保障・税一体改革、公務員制度改革、郵政改革担当)兼復興副大臣(野田改造内閣) 平成24年10月 内閣府特命担当大臣(金融、「新しい公共」、少子化対策、男女共同参画担当)(野田第三次改造内閣) 平成26年5月 (株)中塚総合研究所代表取締役 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	り 李 べい 沛 るん 倫 (昭和49年10月31日生)	平成12年4月 デロイト トーマツ コンサルティング(株) (現デロイト トーマツ コンサルティング合同会社) 入社 平成15年10月 大和証券エスエムビーシー(株) (現大和証券(株)) 入社 平成18年8月 Taiyo Pacific Partners LP 入社 平成20年4月 当社入社 平成20年11月 当社北京駐在員事務所 平成21年12月 当社上海駐在員事務所首席代表 平成22年9月 当社海外事業本部部長 平成23年6月 上海新証財經信息諮詢有限公司董事兼総経理 (現任) 平成23年11月 天安保険股份有限公司 (現天安財産保険股份有限公司) 董事 (現任) 平成24年6月 当社取締役執行役員上海駐在員事務所首席代表 (現任) 平成24年11月 思佰益 (中国) 投資有限公司代表取締役 (現任) 平成24年11月 上海思佰益儀電股權投資管理有限公司代表取締役 (現任)	—
8	たか り むら まさ と 高 村 正 人 (昭和44年2月26日生)	平成4年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成17年3月 イー・トレード証券(株) (現(株)SBI証券) 入社 平成17年10月 同社コーポレート部長 平成18年3月 同社執行役員コーポレート部長 平成19年6月 S B I イー・トレード証券(株) (現(株)S B I 証券) 取締役執行役員コーポレート部管掌 平成24年4月 (株)S B I 証券常務取締役コーポレート部管掌 平成25年3月 同社代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
9	よし だ まさ き 吉 田 正 樹 (昭和34年8月13日生)	昭和58年4月 (株)フジテレビジョン(現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 入社 平成18年6月 同社編成制作局バラエティ制作センター部長 同社デジタルコンテンツ局デジタル企画室部長 平成19年4月 KLab(株)社外監査役 平成21年1月 (株)吉田正樹事務所代表取締役(現任) (株)ワタナベエンターテインメント代表取締役会長(現任) 平成21年3月 KLab(株)社外取締役 平成21年5月 (株)ギガ・メディア社外取締役 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成24年11月 KLab(株)社外取締役(現任)	10,000株
10	なが の き よし 永 野 紀 吉 (昭和15年11月29日生)	昭和38年4月 日興証券(株)(現SMBC日興証券(株)) 入社 平成6年6月 同社取締役 平成8年2月 同社常務取締役 平成9年6月 山加証券(株)(現内藤証券(株)) 代表取締役社長 平成11年6月 (株)ジャスダック・サービス(現(株)日本取引所グループ) 代表取締役社長 平成16年6月 (株)ジャスダック(現(株)日本取引所グループ) 代表取締役会長兼社長 平成16年12月 (株)ジャスダック証券取引所(現(株)日本取引所グループ) 代表取締役会長兼社長 平成17年6月 同所最高顧問 平成19年6月 信越化学工業(株)社外監査役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成24年6月 レック(株)社外監査役(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
11	わた なべ けい じ 渡 邊 啓 司 (昭和18年1月21日生)	昭和50年10月 プライスウォーターハウス会計事務所(現あらた監査法人)入所 昭和62年7月 青山監査法人(現あらた監査法人)代表社員(同時にPrice Waterhouse(現あらた監査法人) Partner就任) 平成7年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成8年4月 同所代表社員(平成20年6月退所) 平成12年6月 いちよし証券(株)社外取締役 平成15年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader(平成21年6月退任) 平成20年6月 (株)朝日工業社社外取締役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年3月 (株)船井財産コンサルティング(現(株)青山財産ネットワークス)社外取締役(現任)	—
12	たま き あき ひろ 玉 木 昭 宏 (昭和41年10月25日生)	平成6年9月 Price Waterhouse LLP, New York(現PricewaterhouseCoopers LLP)入所 平成8年9月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所(平成11年12月退所) 平成10年3月 米国公認会計士登録 平成18年6月 (株)サイファ代表取締役(現任) 平成20年6月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)社外監査役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成25年12月 (株)ドワンゴ(現(株)KADOKAWA・DWANGO)社外監査役	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
13	まる もの まさ なお 丸 物 正 直 (昭和25年5月13日生)	昭和49年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成2年1月 同行東京営業第一部次長 平成3年4月 同行東京営業第三部次長 平成4年4月 同行新富町支店長 平成6年10月 同行東新宿支店長 平成8年10月 同行栄町支店長 平成10年10月 同行本店支店事務部部长 平成11年10月 同行本店個人総括部部长 平成15年4月 (株)三井住友銀行本店人材開発部部长 平成16年5月 同行本店人材開発部長 平成17年6月 S M B C センターサービス(株)専務取締役 平成19年6月 S M B C グリーンサービス(株)代表取締役社長 平成22年6月 銀泉(株)社外監査役 平成23年5月 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会(現公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会)常務理事 平成24年5月 同協会副会長(現任) 平成24年6月 S M B C グリーンサービス(株)顧問(現任) 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
14	佐藤 輝英 (昭和50年2月24日生)	平成9年9月 ソフトバンク㈱入社 サイバーキャッシュ㈱(現ベリトラ ンス㈱) へ出向 平成11年4月 ソフトバンク・ファイナンス㈱(現ソ フトバンクモバイル㈱) へ転籍 平成12年3月 ソフトバンク・ファイナンス㈱(現ソ フトバンクモバイル㈱) 退社(サイバ ーキャッシュ㈱(現ベリトラ ンス㈱) 出向解除) 平成12年4月 ㈱ネットプライス (現BEENOS㈱) 代表取締役社長兼CEO 平成19年2月 ㈱ネットプライスドットコム (現 BEENOS㈱) 代表取締役社長兼グル ープCEO 平成23年9月 ㈱Open Network Lab取締役 平成24年1月 PT MIDTRANSコミサリス (現任) 平成24年5月 ㈱Netprice Partners (現 ㈱ BEENOS Partners) 代表取締役社長 平成25年1月 BEENOS Asia Pte. Ltd.代表取締役 平成25年6月 当社社外取締役 (現任) 平成26年4月 BEENOS VN, Inc.代表取締役 平成26年5月 BEENOS Plaza Pte. Ltd.代表取締役 平成26年12月 BEENOS㈱取締役 平成27年2月 同社ファウンダー兼顧問 平成27年4月 BEENEXT PTE. LTD.ディレクター (現任)	2,820株

2. 新任取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
15	しげ みつ たつ お 重 光 達 雄 (昭和33年1月24日生)	昭和56年4月 ユニオン貿易(株)(現ユニコムグループ ホールディングス(株)) 入社 平成4年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社専務取締役 平成14年6月 アクセス証券(株)(現日産センチュリー 証券(株)) 取締役 平成16年6月 日本ユニコム(株)(現ユニコムグループホ ールディングス(株)) 取締役副社長 平成17年3月 エフ・エックス・プラットフォーム(株) 代表取締役社長 平成18年6月 ユニコムグループホールディングス (株)代表取締役社長 平成18年10月 日本ユニコム(株)代表取締役社長 平成20年7月 当社入社 平成20年7月 S B I リクイディティ・マーケット(株) 代表取締役社長 (現任)	6,000株
16	ワ イ ズ マ ン ひろ た あや 廣 田 綾 子 (昭和32年5月9日生)	昭和59年1月 Equitable Capital Managementバ イスプレジデント 昭和62年1月 Smith Barney, Harris Upham & Co. Inc. (現シティグループ) マネー ジングディレクター 平成11年10月 Feirstein Capital Management LLCパートナー 平成14年1月 Kingdon Capital Management LLCポートフォリオマネージャー 平成18年6月 AS Hirota Capital Management LLC創立者兼最高経営責任者 平成22年11月 Horizon Asset Management, Inc. (現Horizon Kinetics LLC) シニアバ イスプレジデント、シニアポートフォ リオマネージャー兼アジア戦略担当 ディレクター (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
17	さ たけ やす みね 佐竹康峰 (昭和28年12月1日生)	昭和51年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成5年3月 同行シンガポール支店副支店長 平成9年7月 東京三菱投信投資顧問(株)(現三菱UFJ投信(株)) 企画部長 平成13年5月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 資産運用企画部長 平成16年7月 三菱東京ウェルスマネジメント銀行スイス(株)代表取締役会長兼三菱東京ウェルスマネジメント証券(株)代表取締役社長 平成18年4月 三菱UFJウェルスマネジメント証券(株)代表取締役社長 平成20年8月 (株)東京スター銀行取締役 平成23年4月 財団法人日本オペラ振興会(現公益財団法人日本オペラ振興会) 理事[非常勤] 平成23年6月 (株)東京スター銀行取締役会長 平成24年4月 公益財団法人日本オペラ振興会理事長[非常勤](現任) 平成26年6月 (株)東京スター銀行顧問	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永野紀吉氏、渡邊啓司氏、玉木昭宏氏、丸物正直氏、佐藤輝英氏、ワイズマン廣田綾子氏及び佐竹康峰氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永野紀吉氏及び丸物正直氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの経歴で培われた豊富な経験・知見等を当社の経営に活かしていただくためであります。なお、両氏が原案どおり選任された場合、以下の理由により、両氏を引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
- 永野紀吉氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。なお、同氏は当社の取引先である(株)ジャスダック証券取引所(現(株)日本取引所グループ)の出身であり、当社と同社との間には、当社が東京証券取引所に上場していることに伴う年間上場料の取引がありますが、取引金額は軽微であり、独立性に影響を与えるものではありません。
- 丸物正直氏は、当社の取引銀行である(株)三井住友銀行及びその前身である(株)住友銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、平成17年に退職し、既に退職後10年間を経過しており、退職以降(株)三井住友銀行の業務執行者等としての地位を有していません。同氏は、(株)三井住友銀行を退職後、同行のグループ会社であるSMB Cセンターサービス(株)及びSMB Cグリーンサービス(株)にて会社の経営に携わって

おりましたが、当社と両社との間には取引はございません。また、当社は(株)三井住友銀行以外の複数の金融機関とも取引を行っており、同行からの借入の比率は特に突出してはおりません。したがって、当社と同行の取引関係は同氏意思決定に対して影響を与えるものではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断しております。

4. 渡邊啓司氏及び玉木昭宏氏を社外取締役候補者とした理由は、会計専門家としての経験と専門知識を有しており、会計専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくためであります。なお、渡邊啓司氏は、これまで、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
5. 佐藤輝英氏、ワイズマン廣田綾子氏及び佐竹康峰氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの経歴で培われた豊富な経験・知見等を当社の経営に活かしていただくためであります。
6. 永野紀吉氏、渡邊啓司氏及び玉木昭宏氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。丸物正直氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、佐藤輝英氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は永野紀吉氏、渡邊啓司氏、玉木昭宏氏、丸物正直氏及び佐藤輝英氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。永野紀吉氏、渡邊啓司氏、玉木昭宏氏、丸物正直氏及び佐藤輝英氏の再任が承認された場合、当社は、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
8. ワイズマン廣田綾子氏及び佐竹康峰氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で上記7.に記載の責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役浅山秀明氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されます。これに伴い浅山秀明氏の補欠として監査役を1名選任することとし、その候補者として、永末裕明氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、今回選任される監査役の任期は、定款の定めに基づき前任者の任期の残存期間と同一になります。

新任監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
なが すえ ひろ あき 永 末 裕 明 (昭和26年4月9日生)	昭和50年4月 大東京火災海上保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 入社 平成11年4月 同社理事営業統括部長 平成12年4月 同社理事総合企画部長 平成13年4月 あいおい損害保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 執行役員九州営業本部長 平成14年2月 同社執行役員営業統括部長 平成15年4月 同社執行役員埼玉営業本部長 平成16年4月 同社執行役員近畿営業本部長兼近畿戦略室長 平成18年7月 同社上席常務役員近畿本部長 平成19年7月 同社専務取締役営業開発部長兼首都圏戦略室長 平成20年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成22年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)取締役副社長執行役員営業開発本部長兼リテール営業開発本部長 平成23年4月 同社取締役副社長執行役員営業開発本部長 平成25年4月 同社取締役副社長執行役員地域営業推進本部長 平成26年4月 同社顧問 (平成27年3月退任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永末裕明氏は、社外監査役候補者であります。
3. 永末裕明氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者として、これまでの経歴で培われた豊富な経験・知見を基に、当社の経営に対する適切な監査を行っていただけのものと判断したためであります。
4. 永末裕明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として浅山秀明氏を選任することをお願いするものであります。

浅山秀明氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案は、浅山秀明氏が本定時株主総会終結の時をもって当社監査役を辞任することを条件として効力を生じることといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
あさ やま ひで あき 浅山秀明 (昭和24年12月5日生)	昭和49年4月 東京芝浦電気(株)(現(株)東芝)入社 昭和61年10月 TOSHIBA MEDICAL DO BRASIL LTDA. へ出向 取締役財務担当責任者 平成4年7月 (株)東芝財務部課長 平成7年6月 東芝厚生年金基金へ出向 資産運用担当課長 平成9年6月 TOSHIBA INTERNATIONAL CORPORATIONへ出向 取締役副社長財務担当責任者 平成11年12月 (株)東芝情報・社会システム社経理部参事 平成12年10月 同社経営監査部参事 平成16年5月 (株)東芝退社 平成16年5月 東芝松下ディスプレイテクノロジー(株)(現(株)ジャパンディスプレイ)入社 経営監査部長 平成18年6月 同社常勤監査役 平成21年6月 同社常勤監査役退任 平成21年6月 東芝ディーエムエス(株)入社 経営監査グループ長 平成22年6月 SBIリクイディティ・マーケット(株)監査役(現任) 平成27年1月 当社社外監査役(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅山秀明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 浅山秀明氏は、長年にわたり財務・経理及び経営監査業務の経験を重ね、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監査に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 浅山秀明氏は、現在当社の監査役であり、監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5ヶ月となります。
5. 当社は、浅山秀明氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に就任した場合には、改めて当該契約を締結する予定であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成27年6月25日(木曜日)午後5時45分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会会場ご案内図

会場 ホテルオークラ東京 本館 1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 TEL 03-3582-0111 (代表)



〈交通のご案内〉

東京メトロ／銀座線 「虎ノ門駅」 出口3より徒歩約8分

日比谷線 「神谷町駅」 出口4bより徒歩約9分

(別館よりお入りいただき、連絡通路をご利用ください)

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



平成27年 6 月 5 日

株主各位

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

S B I ホールディングス株式会社

目 次

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」・・・1 ページ

連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・・・・・5 ページ

計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・・・・・15 ページ

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>）に掲載することにより株主の皆様に提供させていただきます。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

当事業年度末における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- ④ 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載または記録して保存し、管理するものとする。
- ② 文書等は、取締役または監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置する。
- ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- ② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- ③ 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「SBIグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「SBIグループ役職員等」という）から、その職務執行にかかる事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
- ② 当社は、SBIグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況及びその内容について監査役に報告する。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者及びSBIグループ役職員等の職務執行にかかる事項について監査役に報告したSBIグループ役職員又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- ③ 当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、SBIグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、SBIグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、SBIグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- ⑤ 取締役は、SBIグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- ⑥ 当社は、SBIグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、SBIグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるものとする。

る。

- ⑦ 当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、SBIグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、SBIグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりSBIグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- a. 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - b. 経営に関する重要な事項
 - c. 内部監査に関連する重要な事項
 - d. 重大な法令・定款違反
 - e. その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- ② 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、SBIグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、SBIグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、SBIグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、当企業グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は173社であり、主要な連結子会社は、「事業報告 I. 当企業グループの現況 3. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度における主要な連結範囲の変更は次のとおりであります。

・新規取得による増加

ビーシーエー生命保険㈱（平成27年5月1日付でSBI生命保険㈱に商号を変更しております）

・支配喪失を伴う子会社株式の売却による減少

SBIモーゲージ㈱、SBIリース㈱及びSBIライフリビング㈱

・清算による減少

SBIネットシステムズ㈱

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数39社であり、主要な持分法適用会社は、住信SBIネット銀行㈱であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

当企業グループはIFRS第9号「金融商品」（以下、IFRS第9号）を適用しております。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の適用対象となる金融資産に対し、「償却原価」又は「公正価値」により事後測定することを要求しています。

・非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLの金融資産）」又は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTOCIの金融資産）」に当初認識時に分類されます。

金融資産は公正価値で当初測定されます。FVTPLの金融資産を除き、金融資産の取得に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算されます。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識されます。

（償却原価で測定される金融資産）

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し、減損損失控除後の償却原価で事後測定されます。

(FVTPLの金融資産)

償却原価で事後測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動が認識され、公正価値で事後測定されます。

(FVTOCIの金融資産)

当企業グループは当初認識時点に、トレーディングのために保有されていない資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を指定しております。この指定は取り消すことができません。当該金融商品の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、純損益に組替調整されません。ただし、このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示しているのではありません純損益において認識されます。このような投資の認識を中止した場合、又は、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額は直接利益剰余金に振り替え、純損益で認識されません。

・ 認識の中止

当企業グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

・ 公正価値測定

当企業グループは、金融資産に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産に関する市場が活発でない場合、当企業グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析及びオプション価格算定モデルが含まれます。

・ 償却原価で測定される金融資産の減損

金融資産の当初認識後に損失事象が発生したことが客観的証拠によって示されており、かつ、当該損失事象によって当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に、金融資産が減損していると判定しております。当企業グループは、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかどうかについての評価を行っております。

当企業グループは、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。減損損失は純損益として認識し、金融資産の帳簿価額から直接減額されます。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引き続き認識されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生し、当該減額が減損を認識された後に発生した事象に客観的に関連している場合には、過去に認識した減損損失は純損益に戻入られます。

・ ヘッジ会計を含むデリバティブの処理方法

当企業グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジのため、デリバティブ（主に金利スワップ取引及び為替予約取引）を利用しております。

当初のヘッジ指定時に、当企業グループはヘッジ取引を行うための戦略に従い、ヘッジ手段であるデリバティブとヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジ指定時及びヘッジ期間中に、当企業グループは、デリバティブが金利変動リスク又は為替変動リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動を相殺するのにきわめて有効であるかどうかを文書化しております。

公正価値ヘッジとして指定した場合、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は純損益で認識しており、金利変動リスク又は為替変動リスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益に認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定した場合、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ非有効部分は直ちに純損益に認識しております。

その他の包括利益に認識されていた金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、連結包括利益計算書においてその他包括利益から控除し、純損益に振り替えられます。

ヘッジ会計の要件を満たさない場合には、ヘッジ会計は中止されます。その場合、その他の包括利益に認識されていた金額は引き続き計上され、予定取引が最終的に純損益に認識された時点、又は予定取引がもはや発生しないと見込まれる時点で、直ちに純損益に認識されます。

② 非金融資産の評価基準及び評価方法

・棚卸資産

当企業グループが保有する主な棚卸資産は、棚卸不動産であります。棚卸不動産については、「取得原価」と「正味実現可能価額」のいずれか低い金額で測定しており、取得原価は個別法に基づいて算定しております。正味実現可能価額とは、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

・有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出が含まれております。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

・投資不動産（リース資産を除く）

投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

・無形資産（のれん及びリース資産を除く）

無形資産は、原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

・リース資産

リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが実質的に移転するリース契約は、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い額で当初認識され、当初認識後は当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。

・非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当企業グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もつ

ております。ただし、のれんが配分された資金生成単位及び見積耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

(2) 重要な固定資産の償却方法

・有形固定資産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。土地は償却していません。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具及び備品	2～20年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

・無形資産（のれんを除く）

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
顧客との関係	4～16年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

・投資不動産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、投資不動産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
----	-------

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待でなくなった時点で、投資不動産の認識を中止します。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識されます。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当企業グループが、合理的に見積もり可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を使用し、現在価値に割り引いております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

・投資ポートフォリオ（トレーディング資産を除く）に係る金融収益

FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。売却による純損益は受領した対価の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

FVTOCIの金融資産は、その公正価値の変動をその他の包括利益に含めております。FVTOCIの金融資産の認識を中止した（売却した）場合、又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額を利益剰余金に振り替えております。ただし、FVTOCIの金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益で認識しております。

- ・トレーディング損益

トレーディング資産に属する有価証券は、FVTPLの金融資産として分類され、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

- ・受取手数料

受取手数料は、当企業グループが収益稼得取引の主たる当事者ではなく代理人として行う取引に関するものであり、取引の成果を信頼性をもって見積もることができる場合には、報告期間末日現在の取引の進捗度に応じて認識されております。

- ・物品の販売

通常の営業活動における物品の販売による収益は、受け取った又は受取予定の対価から、返品、値引き及び割戻しを減額した価額で測定しております。通常は、販売契約の履行という形式による説得力のある証拠が存在する場合、すなわち、所有に伴う重要なリスク及び便益が買手に移転し、対価の回収可能性が高く、関連原価や返品の可能性を合理的に見積もることができ、物品に関しての継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額を信頼性をもって測定することができる場合に、収益を認識しております。

- ・法人所得税費用

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しております。当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を当期の課税所得に乗じて算定する未払法人所得税又は未収還付税の見積もりで測定されます。

- ② 保険契約に関する会計処理

保険契約及び再保険契約に関しては、保険業法及び保険業法施行規則その他本邦における実務慣行を基礎に、IFRS第4号「保険契約」の各種要件を踏まえて当企業グループの会計方針を決定し、適用しております。なお、負債十分性テストに関しては、契約上のすべてのキャッシュ・フロー並びに保険金請求処理費用といった関連キャッシュ・フロー等の見積もり現在価値を考慮し実施しております。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を純損益として認識することとしております。

- ③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

- ・外貨換算

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

・在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（主に在外営業活動体）の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。為替換算差額はその他の包括利益で認識されます。

会計方針の変更に関する注記

当企業グループが連結計算書類において適用する重要な会計方針は、以下の新たに適用する基準を除き、前連結会計年度の連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

当企業グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。これらについては、連結計算書類に与える重要な影響はありません。

基準書		新設・改訂の概要
IFRS第10号	連結財務諸表	
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	投資企業の定義の明確化及び投資先に対する投資の測定方法
IAS第27号	個別財務諸表	
IAS第32号	金融商品：表示	金融資産と金融負債の相殺表示の要件の明確化及び適用指針の追加
IAS第36号	資産の減損	非金融資産の回収可能価額の開示
IFRIC第21号	賦課金	賦課金に係る負債認識の明確化

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	75百万円
営業債権及びその他の債権	9,527百万円
その他の金融資産	6百万円
計	9,608百万円

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金	5,892百万円
---------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	9,807百万円
----------------------------	----------

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式	224,561,761株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成26年5月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	4,340百万円
・1株当たり配当額	20円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	7,594百万円
・1株当たり配当額	35円（創業15周年記念配当5円を含む）
・基準日	平成27年3月31日
・効力発生日	平成27年6月8日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	168,705株
転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権	普通株式	19,692,792株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、証券事業、銀行業、保険事業、貸付事業、カード事業、投資事業、ファンド運営事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野へリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引等により調達しております。

また、当企業グループが行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、株価指数先物取引、外国為替証拠金取引等であります。為替予約取引及び金利スワップ取引については、ヘッジ目的の取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。株価指数先物取引については、日計りを中心とする短期取引であり、取引の規模について上限を設けております。外国為替証拠金取引については、顧客との相対取引を基本とし、ポジション管理基準に基づき、カウンターパーティとのカバー取引を実施しております。

当企業グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、当企業グループ各社における各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努めることをリスク管理の基本方針としております。

2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積もりにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積もっております。

現金及び現金同等物、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。

証券業関連資産、証券業関連負債

証券業関連資産のうち、信用取引資産に含まれる信用取引貸付金の公正価値については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額とほぼ同額であります。また、信用取引貸付金を除く証券業関連資産及び証券業関連負債の公正価値については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額とほぼ同額であります。

トレーディング資産及びトレーディング負債については、「営業投資有価証券、その他の投資有価証券」及び「デリバティブ」に記載のとおり、公正価値を見積もっております。

営業投資有価証券、その他の投資有価証券

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっております。非上場株式、市場価格のない転換社債型新株予約権付社債や新株予約権については、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法及びその他の評価技法により、公正価値を見積もっております。債券等については、売買参考統計値、取引金融機関から提示された価格等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値としております。

社債及び借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に発行後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利による社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。固定金利による借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済される社債及び借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

顧客預金

顧客預金のうち、要求払預金については、報告日に要求された場合の支払額である帳簿価額を公正価値としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、残存期間が短期の定期預金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

デリバティブ

為替予約取引の公正価値については、報告日の先物為替相場に基づき見積もっております。外国為替証拠金取引の公正価値については、報告日の直物為替相場に基づき見積もっております。株価指数先物取引及びオプション取引の公正価値については、主たる証券取引所における最終の価格により見積もっております。金利スワップの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき見積もっております。

3. 金融商品の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

	帳 簿 価 額	公 正 価 値
金融資産		
現金及び現金同等物	290,826	290,826
営業債権及びその他の債権	342,459	349,800
証券業関連資産	2,128,760	2,128,760
その他の金融資産	31,096	31,096
営業投資有価証券	114,946	114,946
その他の投資有価証券	193,064	192,653
金融負債		
社債及び借入金	374,771	375,888
営業債務及びその他の債務	55,005	55,005
証券業関連負債	1,960,393	1,960,393
顧客預金	361,102	363,496
その他の金融負債	13,757	13,757

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分	1,771円19銭
基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	211円18銭

重要な後発事象に関する注記

平成27年5月12日開催の当社取締役会において、次のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

平成27年3月期連結業績を踏まえ、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にしつつ、株主の皆様への利益還元を図るため、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	7百万株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	100億円（上限）
(4) 取得期間	平成27年5月13日～平成27年6月23日

その他の注記

日本において、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.26%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.35%となります。これらの税率変更による法人所得税費用及び当期利益への影響は軽微であります。

（注）連結計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(3) 投資事業組合等への出資

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）として計上しております。

なお、投資事業組合等が保有する当社の関係会社株式のうち当該組合等への当社の出資持分相当額については、関係会社株式（固定資産）として計上しております。

(4) 販売用不動産

個別法による原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は建物3～50年、構築物15～20年、機械及び装置8年、工具、器具及び備品2～20年、車両運搬具6年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 売上高及び売上原価

売上高には、営業投資有価証券売上高、不動産関連売上高、受取配当金等が含まれており、売上原価には営業投資有価証券売上原価、投資損失引当金繰入額、不動産関連売上原価等が含まれております。

(2) 営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売上高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

(3) 受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金を受取配当金として売上高に計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 投資事業組合等への出資に係る会計処理

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

なお、投資事業組合等が保有する当社の関係会社株式のうち当該組合等への当社の出資持分相当額については、関係会社株式（固定資産）として計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当事業年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。なお、当事業年度の期首より前に締結された信託契約については、従来採用していた方法を継続適用しております。

追加情報に関する注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、平成23年9月29日開催の取締役会決議に基づき、社員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託《従業員持株会処分型》」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、「SBIホールディングス社員持株会」(以下、「持株会」という。))に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

信託の開始より5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、本制度を実施するための信託(以下、「本信託」という。)の受託者である信託銀行が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却しております。信託終了時まで、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

当事業年度末において、信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は285百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は455,540株、期中平均株式数は480,133.70株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(4) 総額法の適用により計上された借入金

当事業年度末において、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は224百万円であります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,641百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| (1) 関係会社の営業債務に対する保証額 | 2,823百万円 |
| 関係会社の借入金に対する保証額 | 28,236百万円 |
| (2) その他 | |

当社の連結子会社であるＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社は、外国為替証拠金取引における銀行カバー取引を行っております。当該事業に係る、取引先金融機関に対する同社の現在及び将来的に発生する債務に対し、当社が信用保証を供与する契約及び連帯保証する契約を締結しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生していません。

また、当社の連結子会社である株式会社ＳＢＩ証券が顧客との間で行う通貨保証金取引に連動してＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社との間で行う外国為替取引に関し、株式会社ＳＢＩ証券がＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社に対して負担するすべての債務を当社が連帯保証しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生していません。

- | | |
|----------------------|-----------|
| 3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 51,959百万円 |
| (2) 長期金銭債権 | 4百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 61,119百万円 |
| (4) 長期金銭債務 | 12,011百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| (1) 売上高 | 14,082百万円 |
| (2) 仕入高 | 1,716百万円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | 2,644百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,046,610株※
------	-------------

※株式給付信託が所有する当社株式455,540株を含めて記載しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損等及び税務上の繰越欠損金であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.34%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有割合（注）1	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科 目	期末残高 （百万円）
子会社	S B I インキュベーション(株)	所有 100% (79.8%)	役員の兼任	資 金 の 貸 付 （ 注 ） 2	30,376	短期貸付金	12,638
子会社	イ ー ・ リ サ ー チ (株)	所有 100% (100%)	な し	資 金 の 貸 付 （ 注 ） 2	21,527	短期貸付金	10,670
子会社	S B I ギ ャ ラ ン テ ィ (株)	所有 100% (100%)	な し	資 金 の 貸 付 （ 注 ） 2	11,434	短期貸付金	280
子会社	(株)セムコーポレーション	所有 79.7% (57.1%)	な し	資 金 の 貸 付 （ 注 ） 2	14,940	短期貸付金	7,290
子会社	SBI Hong Kong Holdings C o . , L i m i t e d	所有 100%	役員の兼任	資 金 の 貸 付 （ 注 ） 2	9,787	短期貸付金	4,651
				増 資 の 引 受	11,256	-	-
子会社	(株) S B I 証 券	所有 100% (100%)	役員の兼任	連結法人税個別帰属額の受払	7,853	未 収 入 金	3,792
				資 金 の 借 入 （ 注 ） 2	243,000	短期借入金	51,000
				保 証 金 の 預 り	6,500	長期預り金	11,250
子会社	S B I フ ァ イ ナ ン シ ャ ル サ ー ビ シ ー ズ (株)	所有 100%	役員の兼任	現 物 配 当	12,000	-	-
				被 保 証 （ 注 ） 3	126,284	-	-
子会社	S B I L K C o . , L t d .	所有 100%	な し	債 務 保 証 （ 注 ） 4	14,118	-	-
子会社	S B I P K C o . , L t d .	所有 100%	な し	債 務 保 証 （ 注 ） 4	14,118	-	-

- （注） 1. 「議決権等の所有割合」の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。
 3. 当社の子会社からの借入に対して、S B I ファイナンシャルサービシーズ(株)から担保が提供されているものであり、「取引金額」は期末残高を記載しております。
 4. 子会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,746円94銭
 1株当たり当期純利益 100円14銭

（注）1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託が所有する当社株式（当事業年度末455,540株、期中平均株式数480,133.70株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

平成27年5月12日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。
 詳細については、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

（注）計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。